

## 江の川流域水害対策協議会 規約

## (名称)

第1条 本会議は、特定都市河川浸水被害対策法第6条に基づき組織し、「江の川流域水害対策協議会」（以下「協議会」と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい江の川流域において、流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持・向上、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、流域内のあらゆる関係者が協働した総合的かつ多層的な水災害対策の効果的かつ円滑な実施を図るための協議及び連絡調整を行うことを目的とする。

## (協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。なお、必要に応じて代理を置くことができるものとする。
- 2 協議会には会長を置くものとし、会長は中国地方整備局長が務める。
  - 3 協議会の招集は会長が行う。
  - 4 会長は座長を指名し、座長に協議会の運営、進行を任せることができる。
  - 5 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
  - 6 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

## (協議会の実施事項)

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- 2 江の川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
  - 3 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整並びに実施状況の評価。
  - 4 その他、上記計画に関して必要な事項。

## (会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

## (協議会資料等の公表)

- 第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

## (事務局)

- 第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、中国地方整備局三次河川国道事務所、土師ダム管理所および広島県土木建築局河川課で行う。

## (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## (附則)

規約は令和4年9月27日から施行する。

(別表1)

## 江の川流域水害対策協議会 委員

★印は会長  
○印は座長

- 広島県知事
- 広島市長
- 三次市長
- 安芸高田市長
- 北広島町長
- ★中国地方整備局 局長
- 中国四国農政局 農村振興部長
- 近畿中国森林管理局 広島北部森林管理署長
- 中国財務局 管財部長
- 広島県土地改良事業団体連合会 副会長
- 中井 佳絵 (ボウジョレーヌプロジェクト代表)
- 田中 貴宏 (広島大学大学院先進理工系科学研究科 建築学プログラム  
都市・建築計画学研究室 教授)
- 内田 龍彦 (広島大学大学院先進理工系科学研究科 社会基盤環境工学  
水工学研究室 准教授)

(敬称略)